

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、知多市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 知多市こども計画に関すること。
- (2) 知多市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を円滑に遂行するため、会議に部会を設置することができる。

2 前項の規定による部会の部会員は、会長が指名する。

3 部会長は、前項に規定する部会員のうちから会長が指名し、部会の会議の議長となる。

4 部会長は、検討すべき案件に応じ、部会員のうちから当該検討案件に関連する部会員のみで部会の会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉子ども部子ども若者支援課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日（平成27年7月17日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。